

75歳以上のみなさん 平成20年4月から 『後期高齢者医療制度』がスタートします

平成20年4月から、今の「老人保健制度」が、「後期高齢者医療制度」に変わるのをご存知ですか？
75歳以上の人と、一定の障がいがあると認定された65歳以上の人は、国民健康保険やそれぞれが加入する保険から抜けて、後期高齢者医療広域連合が運営する新制度に加入し、新しい保険証を持つこととなります。

制度のポイント

	平成20年3月31日まで…	⇒	平成20年4月1日から	
制度は？	老人保健制度		後期高齢者医療制度	新規
対象者は？	75歳以上の 国民健康保険・社会保険等の被 保険者と被扶養者 (一定以上の障がいのある65歳 以上の人を含む)		75歳以上の人 が 後期高齢者医療制度の被保険者 (一定以上の障がいのある65歳 以上の人を含む)	現行 どおり
窓口での負 担割合は？	医療費の自己負担は 「一般の人は1割」 「現役並みの所得者は3割」		医療費の自己負担は 「一般の人は1割」 「現役並みの所得者は3割」	現行 どおり
保険料は？	国民健康保険や社会保険等の被 保険者は保険料を負担。被扶養 者は負担なし ※国民健康保険では全ての加入 者が被保険者となっております		一人ひとりが保険料を所得に応 じて負担します (均等割額と所得割額の合計) ※原則として年金から天引き	新規
各申請や届 け出は？	受付等は保険課国保年金係窓 口で		受付等は保険課国保年金係窓 口で	現行 どおり

●保険料を個人で負担するようになります。また、保険料は原則として年金から天引きとな ります。

これまでは、世帯主や扶養者がそれぞれの市町や健康保険組合に保険料を納めていました。この制度では、個人で保険料を負担していただくこととなります。また、保険料は原則として年金からの天引きとなりますが、以下のとおり、納付書や口座振替などで、市町に納めていただく場合もあります。

年額18万円以上の年金を受給している人	後期高齢者医療保険料 + 介護保険料	年金受給額の1/2を超えない人 ……………	年金天引き
		年金受給額の1/2を超える人 ……………	納付書払い
年額18万円未満の年金を受給している人 (年金を受給していない人を含む)		……………	納付書払い